福岡市狭あい道路路線整備補助金交付要綱

（通則）

第１条　　福岡市狭あい道路路線整備補助金（以下,「補助金」という。）の交付については，福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるもののほか，この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　　この補助金は，幅員４．０ｍ未満の認定道路を，用地寄付を受けて４．０ｍに拡幅する事業において，寄付用地内に存在する工作物等の移設（撤去・新設を含む）及び撤去に掛かる費用を補助することにより，４．０ｍ未満道路の拡幅整備促進を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　　この要綱における用語の定義は次の各号のとおりとする。

（１）寄付用地

４．０ｍ未満の認定道路を４．０ｍに拡幅するために必要な用地を土地所有者が市長へ寄付する用地。

（２）工作物等

寄付用地内に存在する塀，フェンス，看板等の工作物や，立木，又は寄付用地内の地下に存在する水道管，汚水管，ガス管等の埋設物，その他これらに類するものをいう。

（補助対象事業）

第４条　　補助金を交付する対象となる事業（以下,「補助対象事業」という。）は，寄付用地内に存在する工作物等を移設（撤去・新設を含む）及び撤去する必要がある事業とする。

（補助対象経費）

第５条　　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助対象事業の実施に要する経費のうち，次の各号に定めるところによる。

（１）工作物の移設

寄付用地内に存在する既設工作物を寄付用地外へ移設する費用。

（２）立木の移植

寄付用地内に存在する立木を寄付用地外へ移植する費用。

（３）工作物撤去・新設

工作物の移設が困難な時，既設工作物を撤去し，既設工作物と同等の工作物を新たに寄付用地外へ設置する費用。

（４）埋設物の移設

寄付用地内に存在する埋設物について，移設の必要がある埋設物の移設費用。

（５）工作物の撤去・立木の伐採

寄付用地内に存在する工作物の撤去及び立木の伐採に掛かる費用。

（工作物の撤去及び立木の伐採のみを行う場合，これらの価値に対する補償は行わない）

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，補助対象経費のうち，予算の範囲内で市長が決定し交付する。

（補助対象者）

第７条　この要綱に基づき，補助金の交付の対象となる者（以下，「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）工作物等の所有者であること。

（２）営利活動を目的としない団体であること。

（３）福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下，「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（４）本市の市税を滞納していないこと。

（補助金交付申請）

第８条　補助対象者は，補助金交付申請書（様式第１号）を市長へ提出しなければならない。

２　工作物等の所有者と土地の所有者が異なる場合は，工作物等所有者と土地所有者双方で工作物等の移設（撤去・新設を含む）及び撤去に関する協議を行い，合意の基に補助金交付申請を行うものとする。

（補助金交付額）

第９条　市長は第８条により提出された補助金交付申請について，適正な申請と認めたときは，補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助金交付についての決定及び補助金交

付額を通知するものとする。

２　前項により通知する補助金交付を取り下げるときは，補助金交付の決定を受けた者が補助金交付申請取下書（様式第３号）を市長へ提出するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　第９条第１項により補助金交付の決定を受けた者は，工作物等の移設（撤去・新設を含む。）及び撤去の完了後，事業実績報告書（様式第４号）と共に請求書（様式第７号）を市長へ提出し，補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第１１条　市長は，第１０条の報告及び請求を受けた場合は，事業実績調査確認書（様式第５号）により工作物等の移設（撤去・新設を含む。）及び撤去の完了を調査確認し，適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し，事業補助金確定通知書（様式第６号）により補助対象者へ通知し，補助金を交付するものとする。

（返還命令）

第１２条　偽りその他不正の手段により前条の補助金を受けたものがあるときは，市長は，当該補助金の全部若しくは一部をそのものから返還させることができる。

（適用除外）

第１３条　この要綱の規定について，市長が適用を不適当と認める場合は適用しない。

附則

（施行期日）

この規則は，平成２６年４月１日から施行する。

（期間）

この要綱は，平成２９年３月３１日をもって廃止する。

なお，終期到来後の継続については，その必要性の検証を踏まえた上で，終期到来までに判断するものとする。